

丹波市自治公民館活動補助金の概要

1 目 的

自治公民館活動の振興と充実を図るため、様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動など、地域に根ざした自治公民館の活動に対して補助金を交付し、元気でうれしいのある住みよい地域づくりに寄与することを目的とします。

2 補助金を受けるための自治公民館活動内容及び条件

以下の(1)、(2)の両方の事業に取り組む自治公民館に補助金を交付します。
事業対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日としていますが、補助金の年度内支払を希望される場合は、2月末までに事業を完了し、2月28日までに実績報告書を提出ください。

☆補助金交付の対象となる事業

(1)人権意識を高める学習活動事業

(映画又はビデオ学習の開催、話し合い等の学習活動など)

例：人権課題(同和問題(部落差別)、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど)をテーマとし、資料・アンケート配布による学習、人権学習DVDや人権に関する出前講座を活用した学習会など

※人権学習会の相談は、人権啓発センター(82-0242)へご相談ください。

(2)地域コミュニティ形成のための事業

(世代間交流事業や文化祭、スポーツ活動など住民同士の親睦を図り、相互理解を深めるための事業や防災訓練、地域福祉活動など地域課題の解決を図る事業など)

例：自治会主催の運動会や文化祭、防災訓練(避難訓練、ハザードマップ作り、炊き出し訓練)
地域福祉活動(地域支え合い活動、子どもや高齢者の見守り活動)など

※対象事業となるかどうか分からない場合はご相談ください。

3 補助金交付額

(1)均等割 40,000 円／1 自治会

(2)戸数割 250 円／1 戸(自治会加入世帯数)

※令和6年度丹波市自治会長会へ報告された戸数

※例：自治会加入世帯 60 戸の自治会

40,000 円 + (60 戸 × 250 円) = 55,000 円(補助金限度額)

※概算払請求書を提出いただくと、補助金決定額の 1/2 以内で概算払を受けることができます。残額については、事業完了後、実績報告の提出により補助金が確定した後、交付します。

※「人権意識を高める学習活動事業」「地域コミュニティ形成のための事業」の両方を実施した自治公民館が交付対象です。

4 経費について

補助対象経費は、事業実施に必要な経費のうち、次の表に定める経費とします。

		補助対象経費(例)	補助対象外経費(例)
謝 金		講師に対する謝金など。	役員・参加者に対する出役費など。
講 師 旅 費		講師の交通費、宿泊費などに関する費用。	構成員、参加者の移動に関する費用。
消 耗 品 費	消 耗 品 費	事務用品、用紙代など。	各戸に配布するだけの品物や食べ物。
	食 糧 費	弁当代(上限額 1 人につき 880 円)、お茶代。 ※1日通しての事業などで昼食が必要なものに限る	
印 刷 費 広 告 費		資料、チラシ、ポスターなどの印刷費。	
通 信 運 搬 費		ハガキ、切手代など。	公民館の電話料金。
保 険 料		自治会活動保険など。	公民館の火災保険など。
使 用 料 賃 借 料		機材の使用料、借上げ料など。	自治会員が所有する機材(軽トラ、草刈り機など)の使用料。
原 材 料 費		事業目的達成のために必要なものに係る材料費。	
備品購入費		5,000 円(税込)までの備品	
そ の 他		市長が特に必要と認めたもの。	振込手数料

※ 食糧費は、講師、自治会員の弁当代は 880 円(税込)以内、会議におけるお茶・茶菓子程度とし、酒類(ノンアルコール含む)や慰労会等の飲食代は対象となりません。

弁当代は、1人あたり 880 円(税込)が上限です。880 円を超えた分は、自治公民館の負担とします。※1日公民館活動など、昼食や夕食が必要な場合に限ります。

※ 景品や各種大会の商品代については、1個あたり 5,000 円(税込み)までの物を対象とします。5,000 円(税込み)を超えるものは、補助対象にはなりません。

※ 入館料や入園料は、市内にある施設に限ります。

※ 宗教行事に係るお供えやお神酒などは補助対象外です。

5 補助金申請及び実績報告について

(1)補助金申請

提出書類:①丹波市自治公民館活動補助金交付申請書(様式第1号)…記入例P6

②自治公民館活動補助金事業計画及び予算書(別紙1)…記入例P7

※概算請求される場合のみ

・補助金交付申請書(概算払)(様式第3号)・・・記入例P8

提出期限:令和6年6月28日(金) 必着

(2)補助金実績報告

提出書類:①丹波市自治公民館活動補助金実績報告書(様式第4号)・・・記入例P9

②自治公民館活動補助金事業実績及び精算書(別紙2)・・・記入例P10

③自治公民館活動報告書・・・・・・・記入例P11

④住民人権学習会報告書※1・・・・・・・記入例P12・13

⑤補助金交付請求書(精算払)(様式第6号)・・・記入例P14

⑥事業実施写真(事業ごと)

⑦領収書の写し

提出期限:令和7年2月28日(金) 必着

※提出期限を過ぎると、令和7年3月31日までに支払いができません。

※④住民人権学習会報告書はwebフォームからでも報告が可能です。

(3)申請書等のダウンロード(丹波市公式ホームページ)

フロントページ > 組織一覧 > 市民活動課 > 業務案内 > 生涯学習

> 自治公民館活動補助金について からダウンロードできます。

(4)「領収書の写し提出」にあたっての留意点

① 領収日が事業対象期間内(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間)であること。※傷害保険についても「領収日」で判断いたします。

② 申請団体(自治会・自治公民館)宛であること

③ 購入金額の明細(レシート等)がわかるもの ※明細がない場合は対象外となります。

④ 支払先の記名や押印があること

⑤ 銀行振込の場合、支払ったことがわかる書類(振込依頼書控、ATM利用明細)を添付すること。

※ 領収書(原本)は、各自治会で保管してください。

6 提出先

① まちづくり部市民活動課(氷上住民センター内)

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

② 各住民センター・各支所

・窓口では書類をお預かりさせていただき、審査は市民活動課で行います。

7 その他

・市民活動課では自治公民館活動の事業内容や補助金申請にかかるご相談を受け付けております。下記の担当までお気軽にご相談ください。

・「交付決定額」と実績報告後の「補助確定額」が同額の場合は、補助確定通知を省略させていただいております。ご了承ください。